赤 い 羽 根 共 同 募 金 助 成 要 項

【対象事業年度：令和９年度】

１　目　的

この助成は、新潟県共同募金会燕市共同募金委員会（以下「本会」という。）が、地域福祉の課題解決や福祉のまちづくりを推進し活動する団体等に対し、赤い羽根共同募金を財源に助成することで社会福祉の増進に寄与するものである。

２　助成対象団体

助成対象とする団体は、燕市内に活動拠点を置き、市内で活動する福祉団体、自治会、まちづくり協議会、地区民協、ボランティア団体、学校、社会福祉法人、ＮＰＯ法人など地域活動や福祉活動を行う非営利な民間団体とする。

３　助成対象事業

（１）助成対象とする事業は、燕市内において地域福祉活動を推進する事業で、住み慣れた地域で安心して暮らせる地域づくりをめざして、地域や社会を良くしていこうとする、次に掲げる活動とする。

①高齢者の地域生活を支えるための活動
②障がい者の就労と地域生活を支えるための活動
③子どもの生活と子育てを支援するための活動
④安心・安全なまちづくりを支援するための活動
⑤ボランティア活動を育成・支援するための活動
⑥その他、緊急的な福祉課題を解決するための活動など

（２）令和９年４月１日から令和１０年３月３１日までの間に完了する事業とする。

（３）次に掲げる事業は助成の対象としない。

①政治活動、宗教活動及び営利活動を目的とした事業
②飲食代が主体となる事業
③機関紙等の広報誌発行事業
④会員、構成員同士の親睦のみを目的とした事業
⑤団体・グループ等の運営費（人件費、家賃、水道光熱費、通信費など）
⑥公的補助金や他の財源（民間補助金及び補助）が補填されている事業
⑦本助成金以外の財源により当該活動が実施できる事業

４　助成額

助成額は、当該総事業費の９０％として、１団体１事業１０万円を上限とする。

５　助成申請等

助成を受けようとする団体（以下「申請団体」という。）は、所定の申請書（別紙　様式１）に必要事項を記入し、次の添付書類を添えて、令和８年１２月２５日（金）までに本会へ提出する。

（１）定款又は会則、規約
（２）令和７年度の事業報告書・決算書
（３）令和８年度の事業計画書・予算書
（４）チラシなど申請団体の活動の様子がわかるもの

6　助成審査

助成審査は、本会助成審査委員会において申請内容を審議し、助成の可否及び助成額を決定後、本会が申請団体へ通知する。

7　助成金の交付

本会が主催する助成決定交付式（令和９年５月下旬予定）終了後、申請団体が指定する口座へ振り込みする。

8　助成対象事業の変更

助成決定後、やむを得ず助成対象事業を変更する場合は、事業計画変更申請書（別紙　様式１０）を本会に提出し、本会助成審査委員会の承認を受けなければならない。

9　助成対象事業の明示等

（１）助成決定を受けた団体は、「赤い羽根共同募金」の助成対象事業であることを明示するとともに共同募金が活用されていることを関係者、参加者等へ広く周知すること
（２）助成決定を受けた団体は、共同募金運動の趣旨について理解、共感し、本会の事業、活動へ積極的に参画、推進すること

10　事業報告

助成対象事業については、完了後１ヶ月以内に事業完了報告書（別紙　様式８）へ関係資料及び領収書（写）を添付のうえ提出しなければならない。

11　助成金の返還

次に掲げる事項に該当するときは、助成金の全額または一部を返還しなければならない。
（１）助成金を助成対象事業に使用しなかった場合
（２）助成対象事業の遂行が困難になった場合や中止した場合
（３）助成金に余剰金が生じた場合

【問い合わせ先】
燕市共同募金委員会
〒959-0231　燕市吉田日之出町１番１号
TEL　0256-78-7080